

## 議案第2号

教育総務課マイクロバスの事故に係る損害賠償の額を定め、和解  
することについて

佐世保市松山町で発生した人身事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

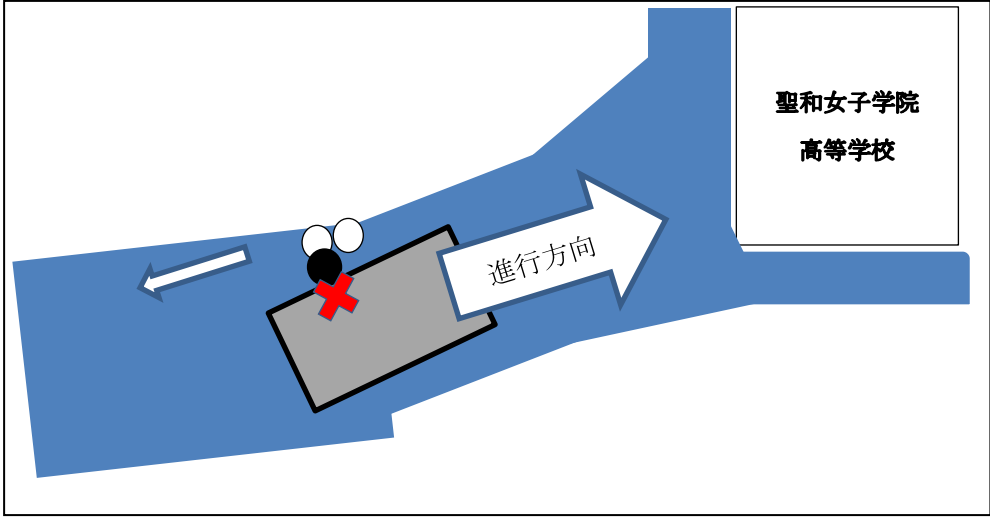
令和6年1月22日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

### 記

- 1 相手方 住所  
氏名
- 2 損害賠償額 金1,865,315円
- 3 事故の発生概要 発生日時 令和3年11月7日 午前8時50分頃  
発生場所 佐世保市松山町13番20号先市道
- 4 事故の状況 英検二次試験会場である聖和女子学院高等学校へ中  
学生を送迎中の教育総務課所管のマイクロバスが、道  
幅の狭い坂道において対向車と離合のため停車した後、  
再発車する際に、相手方の左肩と接触したもの

## 施設損壊事故等発生概要書

相手方	氏名			
	住所			
事故日時	令和3年11月7日 午前8時50分頃			
施設名等	マイクロバス (教育総務課所管)	事故原因	当方の目測誤り	
事故場所	佐世保市松山町13番20号先市道			
警察届出	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> (佐世保警察署)	事故区分	<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 対物 <input checked="" type="checkbox"/> 対人	
事故概要	<p>学校教育課の会計年度任用職員である運転手が、英検二次試験会場への中学生受験者送迎の用務のため、教育総務課所管のマイクロバスを運転し、聖和女子学院高等学校に向かっていった際に発生した事故である。</p> <p>運転手は、目的地付近の幅の狭い道路において、前方から進行してきた車両を避けるためマイクロバスを左側に寄せて一旦停車し、その後再度発車させた。このとき、車両後方から坂道を登ってくる生徒3、4名と前方から坂道を下ってくる相手方親子(相手方・子2名)の存在を確認したため、ミラーで周囲の状況を確認しながらゆっくりと発車をさせたが、車両が動いた際に、車体左側面と相手方左肩が接触したものである。</p>			
事故状況略図	 <p>自車■ 相手方● 子ども○</p>			
損害見積額	1,865,315円	損害賠償の方法	① 損害賠償保険 (加入保険会社名：一般財団法人全国自治協会) 2. その他 ( )	